

## 高年齢者、障害者等の就職が困難な方を雇い入れた場合の助成金

## 4. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

## 助成内容

下表の求職者を、ハローワーク等（※1）の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合（※2）、下表に掲げる額を支給します。

- ※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者
- ※2 助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実な場合に限り、有期の雇用については、契約更新回数に制限がなく、希望すれば全員契約更新が可能である場合等期間の定めのない雇用と同様と判断される場合に限り、

## 【短時間労働者（※3）以外】

対象者（※4）	支給額	助成対象期間	支給対象期（※5）（6か月）ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等（※6）	50（90）万円	1年	第1期 25（45）万円 第2期 25（45）万円
身体・知的障害者	50（135）万円	1年（1年6か月）	第1期 25（45）万円 第2期 25（45）万円 第3期 （45）万円
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	100（240）万円	1年6か月（2年）	第1期 33（60）万円 第2期 33（60）万円 第3期 34（60）万円 第4期 （60）万円

## 【短時間労働者】

対象者（※4）	支給額	助成対象期間	支給対象期（※5）（6か月）ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等（※6）	30（60）万円	1年	第1期 15（30）万円 第2期 15（30）万円
障害者	30（90）万円	1年（1年6か月）	第1期 15（30）万円 第2期 15（30）万円 第3期 （30）万円

（ ）内は中小企業事業主に対する支給額

- ※3 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します。
- ※4 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限り、
- ※5 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期といいます。
- ※6 表中の者以外に、以下の者も対象労働者となります。

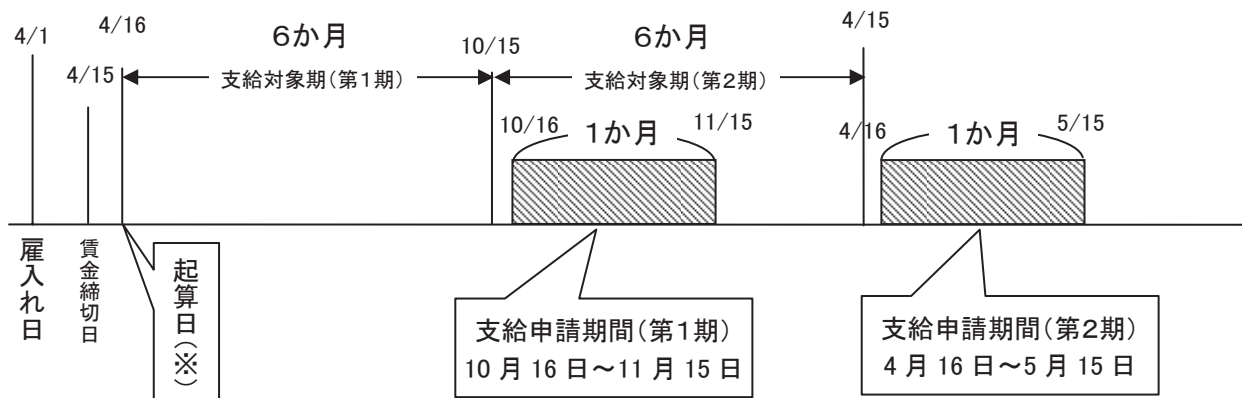
中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、認定駐留軍関係離職者（45歳以上）、沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）、特定漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）、漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）、認定港湾運送事業離職者（45歳以上）、その他就職困難者（アイヌの人々（※）：北海道に居住している者で45歳以上の者であり、かつハローワーク又は地方運輸局の紹介による場合に限る。）

※ アイヌの人々：「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

## 受給手続き

- 特定就職困難者雇用開発助成金は、対象労働者を雇い入れた後、支給対象期（6か月）ごとに、2～4回に分けて支給されます。
- 支給を受けるには、支給対象期（6か月）ごとに、支給申請書等の必要書類を労働局またはハローワークに提出する必要があります。支給申請期限は、各支給対象期後1ヶ月以内です。

【例：労働者を雇い入れた日が4月1日の場合】



（※）起算日は、賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日、賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れの日となります。

## 利用にあたっての注意点

- ハローワーク等の紹介を受けた日において雇用保険の被保険者である等失業等の状態にない者を雇い入れた場合は、支給対象となりません（ただし、重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れた場合は支給対象となります）。
- 対象者が雇い入れ日の前日から過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修を含む）に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。
- ハローワーク等の紹介日以前に雇用の内定があった対象者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。
- この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ね下さい。

## 65歳以上の離職者を雇い入れた場合の助成金

## 4. 特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）

高年齢者（65歳以上の方）をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

## 助成内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者（※1）を、ハローワーク等（※2）の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた場合（※3）、下表に掲げる額を支給します。

※1 以下の要件を満たす者に限ります。

- ① 紹介日及び雇入れ日現在において、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者（※4）
- ② 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ③ 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

※2 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※3 1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限ります。

※4 詳しくは「利用にあたっての注意点」をご確認下さい。

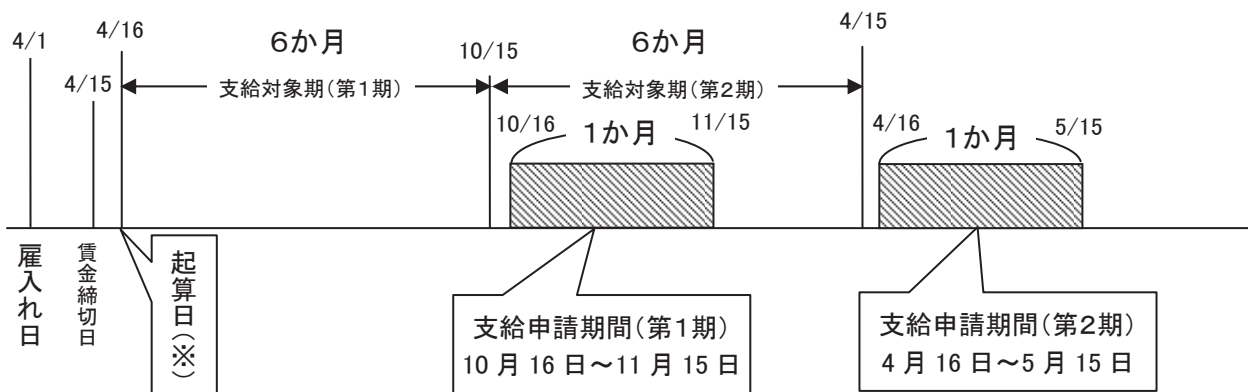
一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期（6か月）ごとの支給額	
30時間以上	50（90）万円	第1期 25（45）万円	第2期 25（45）万円
20時間以上 30時間未満	30（60）万円	第1期 15（30）万円	第2期 15（30）万円

（ ）内は中小企業に対する支給額

## 受給手続き

- 高年齢者雇用開発特別奨励金は、対象労働者を雇い入れた後、支給対象期（6か月）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給を受けるには、支給対象期（6か月）ごとに、支給申請書等の必要書類を労働局またはハローワークに提出する必要があります。支給申請期限は、各支給対象期後1か月以内です。

【例：労働者を雇い入れた日が4月1日の場合】



(※) 起算日は、賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日、賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日となります。

## 利用にあたっての注意点

- ハローワーク等の紹介を受けた日及び雇入れ日において、雇用保険の被保険者である者や雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。
- 対象者が雇入れ日の前日から過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修を含む）に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。
- ハローワーク等の紹介日以前に雇用の内定があった対象者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。
- この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ね下さい。